

平成 25 年 11 月 8 日開催

建設企業常任委員会資料【所管事務調査】

平成 25 年度除雪計画について	・・・・・・・・	1～4
資 料		
平成 25 年度冬期道路交通確保除雪計画書	・・・・・・・・	別冊

所管委員会	建設企業常任委員会
提出課	道路課

平成 25 年度除雪計画について

平成 24 年度は、12 月上旬に積雪があり豪雪が予想されたが、その後は、集中的な降雪はあるものの長続きせず、旧高田測候所の最深積雪も 134 cmにとどまった。

このため、道路拡幅や排雪作業の出動回数は抑えられたが、累計降雪量は、豪雪であった平成 23 年度とほぼ同程度で推移したことから、除排雪委託料は 24 億 6 千万円の支出となった。

道路除雪においては、朝方の降雪で除雪が追い付かず、通勤、通学に支障が出る地域が一部で発生したが、除雪委託業者の昼夜を問わない献身的な除雪作業により、総じて、除雪計画路線においては重大な交通障害はなく、冬期間の道路交通を確保できたものと考えている。

平成 25 年度も基本的な除雪方針は踏襲し、都市の骨格となる幹線道路や救急指定病院、消防署等の周辺道路、市民生活と経済活動に不可欠な路線を優先的に除雪するとともに、幹線道路に接続された地区内の路線も通行不能とならないよう、引き続き精力的な除雪に取り組む。

1 平成 25 年度の主な見直し点

除雪機械の配備

大雪でも道路の拡幅や排雪を迅速に行えるよう、除雪ドーザを 4 台、車道用ロータリを 2 台増車するほか、歩道や狭隘道路の除雪を拡大するため、歩道用ロータリを 8 台増車する。

狭隘道路除雪の拡大

除雪ドーザが入ることが出来ない狭隘道路は、歩道用ロータリ等の小型除雪車の手配が付き、雪置場の確保など地域の協力を得られる道路を市が除雪しているが、今年度は、除雪可能な路線を拡大し、地域の利便性、安全性の向上を図る。

産業建設グループの集約化

本年 4 月に、産業建設グループの集約化が行われたが、除雪業務に関して集約先と集約元事務所との連携方法を昨年から検討してきた。

基本的には、建設グループがある集約先事務所が除雪業務を行うが、緊急性がある案件は、集約元事務所でも対応する。また、集約先事務所は、休日でも除雪車が出動した場合は業務を行い、集約元事務所は、市民生活に影響が及ぶ恐れのある気象条件の場合に、業務を行う。

消融雪施設管理システムの導入

高田市街地を対象とする地下水式消雪パイプ集中管理システムは老朽化が進み、更新が必要になってきたことから、現在の管理システムに併せ、加温式消雪パイプや流雪溝、河川水位観測の管理を一元監視するシステムを導入し、揚水量のより一層の縮減や設備の安全性、確実性を確保する。

平成 25 年度の除雪概要

(1) 車道除雪延長及び除雪車の増減

地 区	平成25年度			平成24年度			比 較		
	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)
上越市全体	1,735.82	326	5.32	1,704.56	322	5.29	31.26	4	0.03
合併前上越市	755.04	142	5.32	747.88	141	5.30	7.16	1	0.02
安塚区	71.15	12	5.93	71.61	12	5.97	-0.46	0	-0.04
浦川原区	72.84	12	6.07	67.11	11	6.10	5.73	1	-0.03
大島区	33.31	18	1.85	33.04	18	1.84	0.27	0	0.01
牧区	73.34	15	4.89	72.30	14	5.16	1.04	1	-0.27
柿崎区	125.70	14	8.98	124.59	14	8.90	1.11	0	0.08
大潟区	80.31	17	4.72	78.26	17	4.60	2.05	0	0.12
頸城区	104.37	19	5.49	106.52	19	5.61	-2.15	0	-0.12
吉川区	85.49	13	6.58	86.25	13	6.63	-0.76	0	-0.05
中郷区	43.83	11	3.98	24.12	10	2.41	19.71	1	1.57
板倉区	96.28	18	5.35	97.62	18	5.42	-1.34	0	-0.07
清里区	50.88	8	6.36	50.70	8	6.34	0.18	0	0.02
三和区	100.81	17	5.93	102.63	17	6.04	-1.82	0	-0.11
名立区	42.47	10	4.25	41.93	10	4.19	0.54	0	0.06

除雪車台数はドーザの台数

(2) 歩道除雪延長及び除雪車の増減

地 区	平成25年度			平成24年度			比 較		
	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)	除雪延長 (km)	除雪車 台 数 (台)	1台当たり 除雪延長 (km)
上越市全体	133.92	53	2.53	132.11	45	2.94	1.81	8	-0.41
合併前上越市	92.80	28	3.31	91.53	26	3.52	1.27	2	-0.21
安塚区	1.72	1	1.72	1.45	1	1.45	0.27	0	0.27
浦川原区	1.23	1	1.23	0.87	1	0.87	0.36	0	0.36
大島区	0.00	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	0	0.00
牧区	0.00	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	0	0.00
柿崎区	2.35	3	0.78	2.60	2	1.30	-0.25	1	-0.52
大潟区	2.82	5	0.56	2.60	2	1.30	0.22	3	-0.74
頸城区	8.41	2	4.21	9.26	1	9.26	-0.85	1	-5.05
吉川区	4.26	2	2.13	3.71	2	1.86	0.55	0	0.27
中郷区	0.98	2	0.49	0.99	2	0.50	-0.01	0	-0.01
板倉区	4.22	2	2.11	3.88	1	3.88	0.34	1	-1.77
清里区	5.92	2	2.96	6.30	2	3.15	-0.38	0	-0.19
三和区	7.79	2	3.90	7.62	2	3.81	0.17	0	0.09
名立区	1.42	1	1.42	1.30	1	1.30	0.12	0	0.12

除雪車台数は歩道用ロータリの台数

(3) 狭隘道路延長の増減

(単位 : km)

地 区	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減
上越市全体	21.24	19.91	1.33
合併前上越市	14.74	13.47	1.27
牧区	0.14	0.10	0.04
吉川区	0.65	0.58	0.07
中郷区	0.10	0.10	0.00
板倉区	2.08	1.91	0.17
清里区	2.98	3.19	-0.21
三和区	0.55	0.56	-0.01

(参 考)

除雪機械一覧

(単位 : 台)

地区	除雪ドーザ		車道用 ロータリ		歩道用 ロータリ		凍結防止 剤散布車	合計		
	貸与車	委託車	貸与車	委託車	貸与車	委託車		貸与車	委託車	計
合併前上越市	40	102	9	2	23	5	2	74	109	183
安塚区	9	3	10		1			20	3	23
浦川原区	6	6	6	1	1			13	7	20
大島区	5	13	3		1			9	13	22
牧区	11	4	6	1		1		17	6	23
柿崎区	11	3	2		1	2		14	5	19
大潟区	4	13	1		3	2		8	15	23
頸城区	2	17	2		2			6	17	23
吉川区	11	2	3		2		1	17	2	19
中郷区	8	3	5	1	2			15	4	19
板倉区	1	17	5	3	1	1		7	21	28
清里区	2	6	2	1	2			6	7	13
三和区	2	15	3		2			7	15	22
名立区		10	3		1			4	10	14
合計	112	214	60	9	42	11	3	217	234	451

貸与車は市が所有、委託車は除雪業者が所有しているもの。

委託車は委託契約車のほか、借上契約車の一部を含む。

除雪業務の事務手順

勤務体制

グループ区域内に除雪車が出動している間は、必要人員を配置する。	集約元区域内が異常時の場合は、必要人員を配置する。
---------------------------------	---------------------------

【除雪担当職員】

分類	事務内容	対応詳細	月曜日～金曜日(勤務時間内)		土・日・祝日/月曜日～金曜日 17:15以降(勤務時間外)	
			集約先事務所	集約元事務所	集約先事務所	集約元事務所
苦情、物損等	受付	「苦情・問合せ用紙」に記入	・受付者が記入する。	・受付者が記入する。	・受付者が記入する。	・当直者が集約先事務所へ連絡する。 ・異常時で職員勤務の場合は、勤務時間内(集約元)と同様な対応をする。
	通報者への対応 現地の確認	通報者からの聞き取り、現地の確認 お互いの事務所へ報告(必要の都度) 通報者に説明	・全ての案件を処理する。 ・緊急性がある案件は、集約元事務所に現地確認を依頼する。 ・その後、現地を確認する。	・簡単な案件を処理する。 (集約先事務所に連絡) ・緊急性がある案件は、現地を確認する。 ・必要に応じて応急処置を行う。 ・必要に応じて、他の案件も処理する。	・全ての案件を処理する。 ・緊急性がある案件は、現地を確認する。 ・必要に応じて応急処置を行う。 ・後日、集約元事務所の除雪担当職員に連絡する。	・集約先事務所が対応する。 ・異常時で職員勤務の場合は、勤務時間内(集約元)と同様な対応をする。
巡視	区内のパトロール	状況把握	・必要に応じて、自区のパトロールを行う。 ・集約元事務所からの要請に応じ、集約元区域のパトロールを行う。	・必要に応じて、自区のパトロールを行う。 ・人員が不足するときは、集約先事務所のパトロールの応援を求める。	・必要に応じて、グループ区域内のパトロールを行う。 ・集約元事務所から要請があれば、集約元区域のパトロールを行う。	・集約先事務所が対応する。 ・異常時で職員勤務の場合は、勤務時間内(集約元)と同様な対応をする。
除雪	現地の確認 業者へ指示	拡幅・排雪・雪庇・雪崩等の現地確認 お互いの事務所へ報告(情報交換(必要な場合)) 業者へ指示 物損修繕の依頼	・必要に応じて現地を確認する。 ・現場対応が必要な場合は、業者に指示する。 ・物損内容を業者に説明し、依頼をする。	・必要に応じて、現地を確認する。 ・現場対応が必要な場合は、集約先事務所に連絡する。 ・現場が危険で緊急性がある場合は、直接、業者に指示する。	・必要に応じて、グループ区域内を確認する。 ・現場対応が必要な場合、業者に指示する。 ・物損情報を業者に説明、対応の指示をする。	・集約先事務所が対応する。 ・異常時で職員勤務の場合は、勤務時間内(集約元)と同様な対応をする。
	経費の算定	作業日報を除雪業者へ配布 (パソコンのない業者は集約元経由) 除雪業者の資料の受付、集約元は集約先に送付 GPS未搭載車等の積算システム入力 担当課へ請求書を送付 除排雪委託経費の支出	・業者へ日報(印なし)を配信する。 ・日報(印付き)や資料を受取る。 ・集約元事務所から日報(印付き)の送付を受ける。 経費の支出を行う。	・パソコンのない業者へ日報(印なし)を配布する。 ・業者から日報(印付き)や資料を受取る。 ・集約先事務所へ送付する。	・業者からの資料提出を受け、対応する。	・業者からの資料提出を受け、当直者が預かる。
	春先除雪	春先除雪実施路線の選定 契約書の作成(単価契約) 業務委託契約の締結 除雪・排雪の業者指示	・地区の積雪状況を確認する。 ・排雪や雪戻しの指示をする。	・集約先事務所に情報を提供する。	・業者からの情報を踏まえ、対応する。	・業者からの情報を踏まえ、当直者が預かる。
除雪車輛	除雪車修繕	除雪業者からの報告書の受付 指示書作成・修繕業者へ送付、請求書の受理 完了検査・検査調書作成 備品修繕料を支出	・報告を受け、指示書を作成する。 ・修繕を修繕業者に委託する。 ・修繕完了後は、請求書を受領する。 修繕料を支出する。	・修繕業者の報告書、請求書を受取る。 ・集約先事務所へ送付する。	・業者からの資料提出を受け、対応する。	・業者からの資料提出を受け、当直者が預かる。
気象観測	データ収集	気象観測者と契約締結、機器の貸与 降雪・積雪量、気温等データ収集 12/1～3/31(一部は積雪がなくなるまで) 集計表入力 気象観測集計、ホームページ掲載	・全てに対応する。	・観測者のデータを収集する。 ・集計表に入力する。	・観測者のデータを収集する。 ・集計表に入力する。	・当直者は、観測者のデータを雪対策室へ連絡(FAX等)する。

・太字は、主管課(雪対策室)が行う業務

【除雪委託業者】

巡視	区内のパトロール	状況把握	・地区を巡回し、監視状況報告書を集約先へFAXする。	・地区を巡回し、監視状況報告書を集約先へFAXする。	地区を巡回し、監視状況報告書を集約先へFAXする。	地区を巡回し、監視状況報告書を集約先へFAXする。
----	----------	------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------

(勤務体制)

異常時とは、降雪量や積雪深が多くなるなど、市民生活に影響が生じる恐れがある場合をいう。

(苦情処理)

- ・集約元事務所は集約先事務所と連携し、簡単な案件と市民に危険や危機が及ぶ場合に対応する。必要に応じて、それ以外も対応する。
- ・緊急性があり、集約先事務所から集約元事務所へ現地確認を依頼した案件は、集約先事務所でも早期に現場を確認し対応する。
- 簡単な案件とは、電話等で解決が可能な苦情、問い合わせを言い、緊急性がある場合とは、地吹雪や異常降雪、雪に伴う事故などで交通規制が必要な場合等を言う。

(パトロール)

- ・各区は、区内の状況確認を必要とする時にパトロールを行う。また、異常時に集約元事務所から集約先事務所へパトロールの応援を求めた場合、集約先は職員を派遣する。
- ・集約先事務所は、集約元事務所からパトロール要請を受けた場合、事前に作成した注意箇所を示す図面に沿いパトロールを行う。

除雪委託業者が行うパトロール

- 1 業者除雪前の道路上積雪深の確認
- 2 業者除雪後の実施状況の確認(施設除雪を含む)
- 3 消融雪施設の稼働状況の確認
- 4 法面からの落雪や雪崩、雪庇の状況確認
- 5 道路の破損や河川の流下状況、道路上に垂れ下がる樹木の確認
- 6 公共施設建屋の周辺や屋根雪の目視確認

集約元の共通外運用内容

分類	事務手順	事務手順の詳細		月曜日～金曜日(勤務時間)				土・日・祝日/月曜日～金曜日の勤務時間外				
				木田G(頸城・三和・名立区)	頸南G(中郷・清里・牧区)	頸北G(大潟・吉川区)	東頸G(安塚・大島)	木田G(頸城・三和・名立区)	頸南G(中郷・清里・牧区)	頸北G(大潟・吉川区)	東頸G(安塚・大島)	
苦情等の対応	苦情・物損等通報受付	「苦情・問合せ用紙」へ記入(様式は雪対策室用紙) (木田グループフォルダ内の各集約元で管理)							(中郷・牧区) 守衛から区担当、区担当 が集約先へ連絡する	(大潟区) ・受付者が記入する		
	現地確認	現地確認(支障度合いの把握) 集約先・元事務所へ報告(情報交換(必要な場合)) 苦情・物損等の依頼者に説明								(大潟区) ・緊急性がある場合や集約元 で対応できる場合、対応する ・緊急性がない場合、集約先 に転送する		
除雪対応	除雪状況把握	道路パトロール	委託業者									
			市	(名立区) 落雪、雪庇等、交通阻害 常習箇所を必要の都度パ トロールする					(名立区) 落雪、雪庇等、交通阻害 常習箇所を必要の都度パ トロールする	(大潟区) ・原則、行わない(異常 時は実施) ・異常時で必要とする場 合、集約先に応援を求め る	(安塚・大島) 初期段階では、危険箇所 把握のため、集約元も同 行する(業務工夫であり問 題なし)	
	業者指示	拡幅・排雪・雪庇・雪崩等の現地確認 集約先・元事務所へ報告(情報交換(必要な場合)) 拡幅・排雪の指示 物損修繕依頼等								(大潟区) 苦情や要望、依頼で、現 場対応が必要な場合は、 集約先へ連絡する(現場 が危険な場合は直接、業 者に指示する場合もある)		
	除雪経費の算定	作業日報(時間集計表)の除雪業者配布 (PCのない業者は集約元経由) 除雪業者の資料受付、集約元は集約先に送付 GPS未搭載車等の積算システム入力 担当課へ請求書を送付 除排雪委託経費の支出			(中郷・清里・牧区) 業者は、借上げ実績を集約 先にFAXし、日々の支 出を計上する。後日、全 ての日報(印付き)を集約元 に提出する(業務改善で あり問題なし)				(大潟区) 業務は行わない(業者か ら資料提出があれば対 応)			
	春先除雪	春先除雪実施路線の選定 契約書の作成(単価契約) 業務委託契約の締結 除雪・排雪の業者指示								(大潟区) 業務は行わない(業者か ら情報があれば対応)		
除雪機械	除雪機械修繕 (冬期中修繕)	除雪業者報告書の受付 指示書作成・請求書受理(現況確認) 完了検査・検査調書作成 担当課へ請求書を送付 備品修繕料を支出								(大潟区) 業務は行わない(業者か ら資料提出があれば対 応)		
気象観測	データ収集	気象観測者と契約締結、機器の貸与 降雪・積雪量等データ収集 集計表入力 気象観測集計、ホームページ掲載										

(区別事項)

大潟区：区内で除雪車が出動した場合、集約元職員が出動し、苦情や現地確認、集約先へ連絡等の対応をする
 中郷区・牧区：勤務外であっても苦情があれば、当直者が集約元の職員に連絡を入れ、その職員が集約先へ連絡する
 名立区：集約元職員が法面からの落雪、雪庇等を必要の都度、巡回する

除雪委託業者が行うパトロール

- 1 業者除雪前の道路上積雪深の確認
- 2 業者除雪後の実施状況の確認(施設除雪を含む)
- 3 消融雪施設の稼働状況の確認
- 4 法面からの落雪や雪崩、雪庇の状況確認
- 5 道路の破損や河川の流下状況、道路上に垂れ下がる樹木の確認
- 6 公共施設建屋の周辺や屋根雪の目視確認